

# まちづくり基本条例

# 市民が主役のまちづくり



子どもの見守り活動

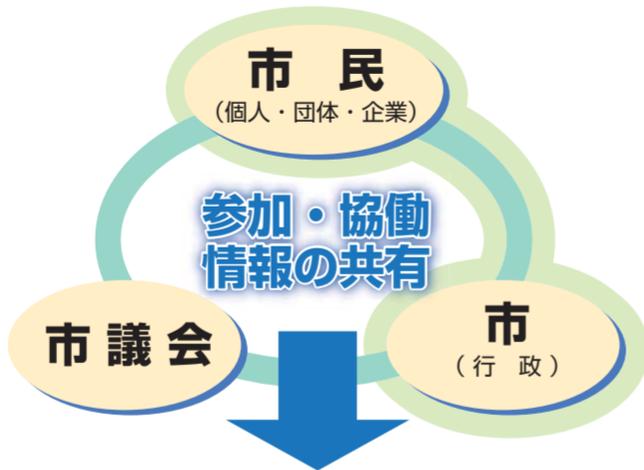


子育てボランティア (絵本との出会い事業)



地区懇談会

## 協働のまちづくり



総合計画策定「高校生ワークショップ」



清掃ボランティア (クリーン・キャンパス21)

## 「豊かな地域社会」の実現

まちづくりの主役は、市民の皆さん一人ひとりです。市では、市民と市が協働でまちづくりを進めるための基本ルールを定めた「まちづくり基本条例」に基づき、市民の皆さんの参加をいただきながらまちづくりを進めています。

▷詳細 企画課 (市庁舎5階、電話65・4105)

図1 まちづくり基本条例の構成



「参加・協働」の取り組み  
市では、計画の策定や公共施設の整備などを行う際に、パブリックコメント(市民意見提出制度)や参加者がグループで討論や作業

### まちづくり基本条例とは

地方分権が進む中で地域自らが主体的にまちづくりを進め、豊かな地域社会の実現につなげていくために、平成19年4月に施行した条例です。

市民と市がそれぞれの役割と責任を担いながら、力を合わせてまちづくりを進めるために必要な市民参加と協働、情報の共有、市の仕事の進め方などの基本的な事項を定めています。(図1)

### 市民と市をつなぐ「情報共有」の取り組み

協働のまちづくりを進めるためには、市民と市が考え方や情報を共有することが大切です。市では、広報紙や市ホームページなどで、情報をお届けしています。

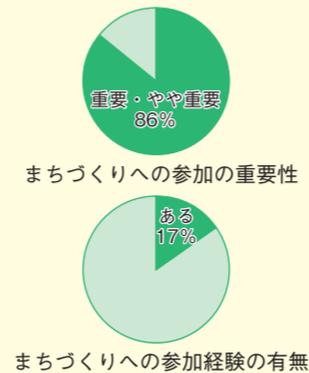
また、市長が直接、皆さんに政策や事業について説明し意見交換を行う「地区懇談会」や、市職員が事業などを説明する「ふれあい市政講座」などを開催しています。

### 市民まちづくりアンケート結果

平成22年5月に市民3千人を対象に行うワークショップなどを通して、意見をいただいています。

また、町内会をはじめ市民団体、ボランティアの皆さんが中心となつて、地域の環境美化や防災・防犯、子育て支援、コミュニティ施設の運営などを行っています。

図2 市民アンケート結果から



象に実施したアンケート(回収率45%)では、まちづくり活動への参加や意見提出が重要と考えている人は86%でしたが、実際に活動に参加した経験のある人は17%でした。(図2)

### 条例の点検作業を行います

条例の趣旨に沿った取り組みを適切に進めるために、各条項を定期的に点検し、必要に応じて見直しを行うことが大切です。

条例施行後5年目となる平成23年度に、社会情勢などを踏まえ、皆さんのご意見をいただきながら、条例の内容や取り組み状況などについて点検作業を行います。

# おびひろ

Public Information OBIHIRO

2

February

---

平成23年 (2011年) No.1041

発行: 帯広市  
編集: 政策推進部広報広聴課  
〒080-8670  
帯広市西5条南7丁目1番地  
電話(0155)24-4111  
FAX(0155)23-0151

---

手一ぐで知る帯広

12月末の人口と世帯数

人口 168,762人 (前月比+11人)  
男女 80,965人 / 87,797人  
世帯 81,472世帯 (前月比+17世帯)

12月の火災発生件数

5件 (前月比+1件)

12月の家庭ごみ排出量

ごみ量 2,081t (前月比-302t)  
資源ごみ(Sの日)量 582t (前月比+30t)

---

■ ■ 主な内容 ■ ■

町内会活動と役員の仕事 ..... 2

■

人に優しい運転をしましょう ..... 3

■

「災害時要援護者」登録の受け付け ..... 4

■

定住自立圏構想「中心市宣言」 ..... 5

■

市長コラム「夢かなうまち おびひろ」 ..... 5